

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項  
第 7 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

世田谷区長 殿

(申請者)

住所

氏名

印

私は 1 が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 7 号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

## 記

- 1 金融機関からの総借入金残高のうち、  
1 からの借入金残高の占める割合  $\% (A / B)$
- A 年 月 日の 1 からの借入金残高 円  
B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
- 2 1 からの借入金残高の減少率  $\% ((D - C) / D \times 100)$
- C 年 月 日の 1 からの借入金残高 円  
D 年 月 日 (C の前年同期を記入のこと) の  
1 からの借入金残高 円
- 3 金融機関からの総借入金残高の減少率  $\% ((F - E) / F \times 100)$
- E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円  
F 年 月 日 (E の前年同期を記入のこと) の  
金融機関からの総借入金残高 円

(注 1) 1 には、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

(注 2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び 1 からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

世田谷区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定番号 世商認第 番  
令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

世田谷区長 保坂 展人